

## 財産形成住宅預金規定

### 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

### 2. (預金の種類、期間)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

### 3. (自動継続等)

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された定期預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を中止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

### 4. (預金の支払方法)

- (1) この預金を住宅の取得等の後に、住宅の取得等のための対価に充てるときは、住宅の取得等に要した費用の額を限度として支払います。
- (2) 前記(1)による払出しをする場合には、住宅の取得等の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この財産形成住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（又はその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金を、住宅の取得等の前に、住宅の取得等のための頭金に充てるときは、住宅の取得等に要する費用の額、または残高の90%のうちいずれか低い額を限度として、1回に限り支払います。
- (4) 前記(3)による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、払出し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に、住宅の登記簿謄本等の所定の書類（又はその写し）を当店へ提出してください。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

#### ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）から満期日の前日までの日数について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。

- |   |          |                |
|---|----------|----------------|
| A | 1年以上2年未満 | 当行所定の「2年未満」の利率 |
| B | 2年以上     | 当行所定の「2年以上」の利率 |
- （以下「2年以上利率」といいます。）

#### ②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日における当行所定の利率によって計算します。

- ③前記①、②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額について、その預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後最初に継続される日）から適用し

ます。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を財産形成預金共通規定6の(1)により満期日前にこの預金を解約する場合および、財産形成預金共通規定6の(2)または(3)により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

A 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算します。

- a 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- b 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- c 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- d 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- e 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

A 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算します。

- a 6か月以上1年未満  
前記(1)の②のこの預金の6か月もの利率×70%

(4) この預金の付利単位は、1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 6.（預金の解約）

(1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を前記4の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証と共に当店へ提出してください。

## 7.（税額の追徴）

この預金の利息について、次の①から③に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って源泉徴収税率により計算した税額を追徴します。

①前記4によらない払出しがあった場合

②前記4の(3)による払出し後2年以内に所定の書類が提出されなかった場合

③前記4の(3)による払出し後2年以内で、住宅の取得等の日から1年を経過して所定の書類の提出があった場合  
ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

## 8.（差引計算等）

(1) 前記7の②の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるも

のとします。

①前記7の②の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

②この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

(2)前記(1)により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

#### 9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

#### 10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の①から③に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

①前記1の(1)ならびに(2)による以外の預入があった場合

②定期預入が2年以上されなかった場合

③非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

#### 11. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって当店に申し出てください。

以 上

2021年5月1日現在